

お客さまへ

株式会社山陰合同銀行

ごうぎんビジネスインターネットバンキング利用規定改定のお知らせ

山陰合同銀行では、2019年2月4日（月）より、一括データ伝送サービスにおける、お客さまからのデータ送信確認票のFAX送信を不要といたします。

これに伴い、ごうぎんビジネスインターネットバンキング利用規定を改定し、2019年2月4日（月）以降、新規定によりお取扱させていただきます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

《改定事項》

下表では、変更または追加する条項のみ記載しております。

ごうぎんビジネスインターネットバンキング利用規定（新旧対比）

改定前	改定後
<p>第 11 条一括データ伝送サービス</p> <p>2. 一括データ伝送サービスにより取引を依頼する場合は、端末の操作画面の指示に従って取引依頼データを当行所定の日時までに全国銀行協会で定められたデータフォーマット（以下「全銀フォーマット」といいます）で送信し、併せて別途当行が指定した「データ伝送確認票」にて伝送内容（取引種別、合計件数、合計金額その他所定の事項）を、伝送直後に当行が指定したファクシミリ番号あてにファクシミリ送信するものとします。</p>	<p>第 11 条一括データ伝送サービス</p> <p>2. 一括データ伝送サービスにより取引を依頼する場合は、端末の操作画面の指示に従って取引依頼データを当行所定の日時までに全国銀行協会で定められたデータフォーマット（以下「全銀フォーマット」といいます）で送信するものとします。</p>